

山口県林業就業準備給付金交付実施要領

制定 平成31年4月1日付け平31森林企画第25号
一部改正 令和2年3月18日付け平31森林企画第613号
一部改正 令和2年10月27日付け令2森林企画第383号

第1 趣旨

山口県林業就業準備給付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領において、山口県（以下「県」という。）における山口県林業就業準備給付金（以下「給付金」という。）の交付方法について、必要な事項を定める。

第2 事業の内容

本事業は、林業への就業に向け、県が開催する林業に必要な知識・技術の習得等を目的とした「即戦力短期育成塾」（以下「研修」という。）を受ける者に対して、給付金を交付する事業とする。

第3 交付要件等

1 交付対象者の要件

交付対象者は、交付要綱第3条に定める者とする。

2 給付金の額

給付金の額は、交付要綱第3条に定めるとおりとする。

3 交付の停止

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は給付金の交付を停止する。

- (1) 1の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 研修を途中で中止した場合。
- (3) 第4の4の報告を行わなかった場合。
- (4) 第4の6の報告を行わなかった場合。
- (5) 第5の4の研修実施状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと県が判断した場合。
- (6) 県が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

4 給付金の返還

交付要綱第8条に定める給付金の交付の決定を取り消された者は、給付金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない理由があり、これを県知事が認める場合には、この限りではない。

(1) 交付対象期間に交付された給付金の一部返還

既に給付した給付金の対象期間中において、3の(1)および(2)に掲げる要件に該当した場合は、当該要件に該当した月の給付金を月単位で返還する。

(2) 交付対象期間に交付された給付金の全額返還

ア 3の(4)から(6)までに該当した場合。

イ 受給者から中止届が提出され、その理由がやむを得ないと認められない場合。

ウ 研修終了後1年以内に、県内の林業認定事業体（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「労確法」という。）第5条に基づき作成された改善措置に関する計画が知事に認定された「事業主」（労確法第2条第2項に規定する事業主をいう。）をいう。以下「林業認定事業体」という。）等に就業（常用雇用の雇用契約を締結して労働することをいう。以下同じ。）をしなかった場合。

エ 林業認定事業体等に就業を2年間継続しない場合。

オ 虚偽の申請等を行った場合。

第4 交付対象者の手続

1 交付申請

研修を受ける者は、交付要綱第4条に定める交付申請書を作成し、県に給付金の交付を申請する。交付の申請は、給付の対象期間より前に、対象期間分をまとめて行うことを基本とする。

ただし、やむを得ない事由により、給付対象期間より前に給付の申請をすることができない場合は、原則として、給付対象期間の最初の日から1年以内に行うものとし、その期間内に給付申請をしなかった場合は、その期間に係る給付金は給付されない。

2 交付変更

交付を受ける者は、1の申請書の内容に変更が生じた場合には、変更後一月以内に交付要綱第5条第1項に定める変更申請書を知事に提出しなければならない。

3 交付請求

給付金の交付決定を受けた者は、交付要綱第6条第1項に定める給付金交付請求書を、研修を開始した日を起点として一月毎に速やかに知事に提出しなければならない。

4 研修状況報告

交付を受ける者は、交付要綱第6条第2項による研修状況報告書を、3の給付金交付請求書に添付し、県に提出する。取りまとめ及び提出は、研修を開始した日を起点に一月毎とする。

5 交付中止

給付金の交付を受ける者は、研修を中止する場合は交付要綱第9条に定める中止届を県に提出する。

6 研修終了後の報告

(1) 就業状況報告

給付金の交付を受けた者は、研修終了後3年間、毎年3月末及び9月末までにその

直前の6か月間の交付要綱第10条第1項に定める就業状況報告を県に提出する。

(2) 住所等変更報告

給付金の交付を受けた者は、就業状況報告の対象期間内に氏名、居住地を変更した場合は、変更後一月以内に住所変更届（別記様式第1号）を県に提出する。

(3) 就業報告

給付金の交付を受けた者は、研修終了後、林業認定事業体等に就業した場合は、就業後1か月以内に交付要綱第10条第2項に定める就業報告を県に提出する。

7 返還免除

給付金の交付を受けた者は、第3の4の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別記様式第2号）を県に申請する。

第5 給付金交付の適切な運用

1 交付決定

県は、第4の1の交付申請を受け、申請の内容が適当であると認めた場合は、予算の範囲内において、給付金の交付の決定をし、給付金の交付の申請をした者に別記様式第3号により交付決定を通知する。

2 変更交付決定

県は、第4の2の変更交付申請を受け、申請の内容が適当であると認めた場合は、予算の範囲内において、給付金の交付の変更決定をし、給付金の交付の申請をした者に別記様式第4号により変更交付決定を通知する。

3 交付

県は、第4の3の交付請求を受け、請求の内容が適当であると認めた場合は給付金を交付する。給付金の交付は、当該申請の給付期間中一月毎に、速やかに給付金の交付を行うものとする。

4 研修実施状況の確認

県は、研修状況報告を受けた場合には、研修機関等と協力し、研修計画に即して必要な技能の習得ができていのかどうか研修の実施状況を書類確認し、必要な場合には研修機関等と連携し、面談を行い、適切な指導を行う。

確認は、以下の方法により行う。

(1) 書類確認

ア 研修評価

イ 研修状況報告書

(2) 面談

ア 交付対象者への面談

(ア) 技術の習得状況

(イ) 林業への就業に向けた準備状況

イ 指導者への面談

(ア) 技術の習得状況

(イ) 林業への就業に向けた準備状況

5 就業状況の確認

県は、就業状況報告を受けた場合には、当該受給者の就業状況を確認する。確認は、作業日誌等により就業状況を確認するとともに、必要に応じて、関係者で作業現場の確認、面接等を行うこととする。必要に応じて適切な指導を行う。

6 交付の中止

県は、受給者から中止届の提出があった場合、又は第3の3の(1)から(6)に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、給付金の交付を中止するとともに、第3の4に定めるところにより、給付金の一部又は全部を返還させるものとする。

7 返還免除

県は、受給者から提出された返還免除申請書の申請内容が妥当と認められる場合は給付金の返還を免除することができる。

8 立入調査

県は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、受給者に対し、必要な事項の報告の徴収又は現地への立入調査を行うことができる。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の山口県林業就業準備給付金から適用する。

附則

この要領は、令和2年3月18日から施行し、令和2年度分の山口県林業就業準備給付金から適用する。

附則

この要領は、令和2年10月27日から施行する。

住所変更届

年 月 日

山口県知事 様

住所 〒

氏名

山口県林業就業準備給付金交付実施要領（平成31年4月1日付け平31森林企画第25号）第4の6の(2)の規定に基づき住所変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他（ ）
変更後	氏名 住所 電話番号 その他（ ）

※変更後の住所が記載された住民票を添付すること

返還免除申請書

年 月 日

山口県知事 様

住所 〒

氏名

山口県林業就業準備給付金交付実施要領（平成31年4月1日付け平31森林企画第25号）第4の7の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を申請する理由	
-------------	--

添付書類

申請理由を証明する書類等

指令 第 号

申請者 住 所
氏 名

年 月 日で申請のあった 年度林業就業準備給付金については、
次の条件を付けて金 円を交付します。

年 月 日

山口県知事

印

給付条件

- 1 給付の内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 給付金の交付対象者は、この給付金に係る関係書類を整備し、交付を受けた日の属する県の会計年度の翌年度の初日から起算して、6年間これを保管しなければならない。
- 3 知事は、給付金の交付対象者が知事の付した条件に違反した場合には、給付金の交付対象者に対して給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 山口県林業就業準備給付金交付要綱及び山口県林業就業準備給付金交付実施要領で定める規定に違反した場合は、交付を受けた給付金相当額を返還しなければならない。

申請者 住所
氏名

年 月 日付けで申請のあった 年度林業就業準備給付金の変更については、申請のとおりこれを承認し、給付金については、下記のとおり変更します。

年 月 日

山口県知事 印

記

1 給付金の額の変更は、次のとおりとする。

既交付決定額	今回交付決定額	合計
円	円	円

2 給付条件については、年 月 日付け指令 第 号による交付決定通知のとおりとする。